

介護保険料額が決まりました

平成15年3月から介護保険業務が檜山北部広域連合で運営されることは「広報せたな3月号」によりお知らせしましたが、平成15年度からの介護保険料額が次のとおり決まりましたので、お知らせします。

介護保険料額（平成15年～17年度までは、次のとおり保険料を徴収します）

所得段階	段階区分の内容	瀬棚町に住所を有する方の介護保険料年額(月額)	3町(北檜山・今金・大成)に住所を有する方の介護保険料年額(月額)
第1段階	町民税非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	19,380円 (1,615円)	22,260円 (1,855円)
第2段階	町民税世帯非課税	29,070円 (2,423円)	33,390円 (2,783円)
第3段階	町民税本人非課税	38,760円 (3,230円)	44,520円 (3,710円)
第4段階	町民税課税者のうち合計所得金額が200万円未満の者	48,450円 (4,038円)	55,650円 (4,638円)
第5段階	町民税課税者のうち合計所得金額が200万円以上の者	58,140円 (4,845円)	66,780円 (5,565円)

徴収方法

平成15年度からの介護保険料の徴収方法については、今まで瀬棚町が決定していた介護保険料額を「広域連合」で決定し、納入の際の決定通知書及び納付書は「広域連合」から送付されま

	納期	納入期	徴収方法	備考
特別徴収 (給与から天引き)	6期	4・6・8月	平成15年2月に天引きされた保険料額と同額をそれぞれ天引きします。	年金額が年18万円以上の方（障害年金、遺族年金などの受給者は対象外）
		10・12・2月	平成15年度確定された税額により、所得段階を決定し天引きされます。	
普通徴収 (納付書による納入)	6期	7～12月	平成15年度確定された税額により、所得段階を決定し納付書により徴収します。	年金額が年18万円未満の方、または今年度中に65歳になった方
平成14年度中に65歳になった方	6期	4・6・8月	納付書による納入(普通徴収)となります。	7月から納付書による普通徴収となり、10月からは年金天引きによる特別徴収となります。
		10・12・2月	年金からの天引き(特別徴収)となります。	

瀬棚町独自の負担軽減対策事業

瀬棚町高齢者生活支援給付金について

介護保険料の軽減措置については、平成14年度から町単独で第1号保険者に対する軽減策を実施してまいりました。しかし、平成15年度から介護保険業務については、檜山北部広域連合が行うことになったことから、瀬棚町では所得の低い方に対する負担の軽減策として「高齢者生活支援給付金支給事業」を新設しました。

支給条件（次のいずれにも該当する方）

65歳以上の高齢者のみの世帯で在宅している方

前年分の収入額が75万円以下の方

前年分の町民税において、扶養親族（控除対象配偶者を除く）となっていない方

当該年度の固定資産税が課税されていない方

支給額

月額... 1,000円（年額... 12,000円）

手続き

本人から申請していただき、支給要件を確認したうえで支給するか、しないかを決定します。なお、申請は4月より随時受付しております。

支給方法

毎年10月、3月の2期に分けて支給します。

申請窓口

保健福祉課福祉係（保健センター内） ☎7-3990

申請内容やそのほかの詳しい内容などについてお気軽にご相談ください。

【担当：保健福祉課福祉係 浜口喜秋】